

区分	質問	回答
対象経費	ICT機器を導入するにあたり電気工事等が発生する場合は附帯費用に含めてよいのか。	国交付要綱に記載があるとおり、「備品費、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費、委託費、諸謝金、印刷製本費、会議費」が対象経費である。附帯工事費（給排水、電気、ガス等）は対象外。
対象経費	AI診断等を搭載した医療機器に更新する場合、対象になるか。	導入により、具体的かつ定量的な成果につながり業務効率化が図られることが示せる場合は対象となる。
対象経費	業務効率化の経営アドバイザーとしての委託料も対象となるか。	国交付要綱に記載があるとおり、委託料も対象となる。
対象経費	業務効率化に要した職員雇用費用は対象になるか。	人件費は対象外。
対象経費	現在使用している機器の更新費用も業務効率化して認められるか。	更新前後での比較で、具体的かつ定量的な成果につながり業務効率化が図られることが示せる場合は対象となる。
対象経費	令和8年4月1日以降であればICT機器を導入しても良いか。	内示以降に購入したICT機器の導入費用等が補助対象となる。
対象経費	年度の途中からICT機器等を導入した利用料は1年単位の利用料であっても年度で区切るべきか。	年度で切り分ける。 複数年度にまたがる契約の場合、契約月数等から按分等により当該年度の経費を割り戻した分が経費になる。 例：R8.12～R9.12で1,200万の利用料 $1,200万 \times (4/12か月) = 400万 (R8.12 \sim R9.3)$
対象経費	国における法律案が通過し、地域医療確保総合確保基金で補助事業が継続する場合、今年度と翌年度に2段階に分けて申請することはできるか。	国における法律案が通過し来年度も予算が措置された場合、「経費を切り分けて複数年で申請することは可能」とのこと。ただし、補助対象病院は各年度で選定するため、初年度選定されたからといって翌年度選定されるとは限らない。
対象経費	年度内に納品する必要があるか。	年度内に納品する必要がある。
業務効率化計画書	ICT機器を入札によって導入する場合、落札企業により具体的な機器名と金額が変わる可能性があるがどのように記載すべきか。	現時点で想定している（見積等を徴している）機器名及び金額を記載すること。導入元企業名については「入札による選定」等の記載で構わない。
業務効率化計画書	複数のICT機器を導入し業務効率化を図る場合は、複数の計画書を提出するのか。	計画提出自体は病院単位となるので、1計画にまとめて記載する。なお、各機器合計の4/5が基準額との比較となり、1病院のうち一部機器のみ選定されることは無い。
業務効率化計画書	業務効率化計画の提出までに見積が間に合わない場合、概算で提出してよいのか。	概算でよい。
業務効率化計画書	1法人が複数の病院を運営している場合、まとめて提出してよいのか。	業務効率化計画は病院単位で作成し、提出はまとめて法人が行ってよい。
業務効率化計画書	2月の意向調査と内容が変わっていてもよいのか。	構わない。
業務効率化計画書	意向調査に提出していない場合、業務効率化計画を提出することはできないのか。	意向調査を提出していない場合でも、業務効率化計画を提出することはできる。
業務効率化委員会	既存の委員会を業務効率化委員会として活用する場合、別日で委員会を開催しなければならないのか。	同日で構わない。活動内容がわかるよう議事録等で明記しておくことが望ましい。
記載全般	記載にあたってポイントはありますか。	実施要綱及び留意事項、国の評価基準等を参考にすること。